平成３０年（フ）第３５号
宮城県角田市横倉字今谷３番地１　横倉住宅14号
債務者　井上きつ子
1　決定年月日時　平成30年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月27日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成３０年（フ）第７４号
秋田市山王中園町10番17号　シーライトマンション205号
債務者　野呂はるみ
1　決定年月日時　平成30年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月27日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第４６号
茨城県龍ケ崎市馴馬町489番地５　エイエムテナント202号室
債務者　糸賀　敏夫
1　決定年月日時　平成30年４月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月27日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成３０年（フ）第４７号
茨城県取手市戸頭４丁目８番８―504号
債務者　横澤　光代
1　決定年月日時　平成30年４月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月27日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成３０年（フ）第５０号
茨城県牛久市さくら台２丁目19番地７（市営神谷住宅136）
債務者　菅野　時博
1　決定年月日時　平成30年４月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月27日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成３０年（フ）第３０号
富山市今泉312番地１　レジデンスカープ富山321号
債務者　在藤　孝宏
1　決定年月日時　平成30年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月27日まで
富山地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１９号
山梨県都留市四日市場490番地１　志村アパートＤ
債務者　平井　　学
1　決定年月日時　平成30年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月27日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成３０年（フ）第２０号
山梨県都留市四日市場490番地１　志村アパートＤ
債務者　平井さゆり
1　決定年月日時　平成30年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月27日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成３０年（フ）第３７号
千葉県東金市関下373番地23
債務者　橋本　強志
1　決定年月日時　平成30年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月28日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成３０年（フ）第５３号
千葉県東金市東中604番地１
債務者　新倉　愛子
1　決定年月日時　平成30年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月28日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成３０年（フ）第５４号
千葉県山武郡横芝光町横芝1460番地　越川アパート３棟
債務者　大林日出夫
1　決定年月日時　平成30年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月28日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成３０年（フ）第２６０号
神戸市中央区若菜通５丁目２番10―204号
債務者　清永　栄昭
1　決定年月日時　平成30年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月28日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１３号
島根県浜田市長浜町1902番地（612）、前住所島根県江津市波子町イ１番地３　２号室
債務者　渡邊　尚登
1　決定年月日時　平成30年４月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月28日まで
松江地方裁判所浜田支部

平成３０年（フ）第３９号
山口県宇部市西梶返２丁目21番40―202号、従前の住所山口県宇部市山門５丁目６番35号
債務者　藤原　孝則
1　決定年月日時　平成30年５月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月28日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成３０年（フ）第８号
北海道留萌郡小平町字鬼鹿港町21番地
債務者　柳田　勝利
1　決定年月日時　平成30年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月29日まで
旭川地方裁判所留萌支部

平成３０年（フ）第１７５号
兵庫県西宮市津門川町11番７―507号
債務者　西馬　尚志
1　決定年月日時　平成30年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月29日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係